

千葉市 令和8年度

# 地域商業活性化支援メニュー



商店街の皆さまにご利用いただける支援制度です。環境整備や売上アップの取組みにぜひご活用ください。（ご利用の際は、必ず問合せ先に詳細をご確認ください）

◆商店街活動に対する支援 .....	2
施設等を整備したい：商店街共同施設整備事業 .....	2
計画に基づく環境整備を行いたい：商店街高度化事業 .....	3
街路灯の維持管理等に対する支援：商店街街路灯補助金 .....	4
地域活性化に向けた取組みの支援：地域活性化支援事業 .....	5
商店街の運営や経営の相談をしたい：商店街アドバイザー派遣事業 .....	9
売上アップの取組を行いたい：商店街アドバイザー派遣事業（販売力向上） .....	9
◆市内商業者向けの支援 .....	10
個店の運営や経営の相談をしたい：専門家派遣事業 .....	10
商業者育成に関する講座 .....	10
◆新たな商業の担い手支援 .....	11
特定創業支援等事業 .....	11
千葉市創業支援補助金 .....	11
チャレンジ資金 .....	12
◆資金調達支援 .....	13
振興資金 .....	13
小規模事業資金 .....	14
SDGs推進支援制度 .....	14
◆市内中小企業者（商業を含む）に対する支援 .....	15
ICT活用等生産性向上支援 .....	15
新規市場開拓支援 .....	15
ワンストップ相談窓口 .....	16
中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金 .....	17
◆千葉県の支援メニュー .....	18
複数の団体と連携して地域課題を解決したい：活性化推進事業（連携事業） .....	18
専門家からのアドバイスを受けたい：千葉県地域商業活性化コーディネーター派遣事業 .....	19
商店街が実施する事業の相談をしたい：千葉県商店街連合会 商店街アドバイザー派遣事業 .....	19
商店街のリーダーとして取り組みたい：商店街若手リーダー養成事業（第29期ふさの国商い未来塾） .....	20
◆事業承継・引継ぎ支援 .....	21
千葉県事業承継・引継ぎ支援センター .....	21

## ◆商店街活動に対する支援

### 施設等を整備したい：商店街共同施設整備事業

千葉市 産業支援課 経済振興班 ☎043-245-5277

商店街の振興又は商店街来街者の安全・安心な環境維持のために、商業団体が実施する商店街共同施設整備等に要する経費について補助金を交付します。

#### ■ 対象

以下の要件を満たす商業団体。

- ・市内に主たる事業所を有すること。
- ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

#### ■ 対象事業

商店街共同施設【要望調査時期：事業実施年度の前年7～8月頃】

アーチ、アーケード、防犯カメラ、カラー舗装、駐車場、放送設備、映像設備、その他市長が適当と認める施設をいう。

##### (1) 設置

補助対象経費	工事請負費（設置費）
補助率	2／3以内
補助限度額	2,000万円（但し、予算の範囲内）

##### (2) 修繕

補助対象経費	修繕請負費
補助率	1／2以内
補助限度額	1,000万円（但し、予算の範囲内）

ソフト整備等【1次募集7月31日 ※令和8年度実施のみ。令和9年度要望調査は7～8月頃予定】

商業団体が整備する商店街共同施設以外の販売力向上に資するソフト整備をいう。

##### (1) 整備

補助対象経費	整備請負費、消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料、機器購入費 等
補助率	2／3以内
補助限度額	300千円（但し、予算の範囲内）

##### (2) 改修

補助対象経費	改修請負費及び改修に伴い発生する使用料・賃借料 等 ただし、経常的に発生するものの費用は対象外とする。
補助率	1／2以内
補助限度額	300千円（但し、予算の範囲内）

#### ■ 留意点

市及び千葉市産業振興財団の他の補助金等交付の対象となるものは対象外です。

土地取得及びこれに伴う移転補償、道路法、建築基準法その他法令に違反する施設、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

## 計画に基づく環境整備を行いたい：商店街高度化事業

千葉市 産業支援課 経済振興班 ☎ 043-245-5277

地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえた上で、地域経済の持続的な発展を図るために実施する商店街の中長期的発展及び自立化の促進に寄与する商店街施設の環境整備事業等に要する経費について補助金を交付します。

### ■ 対象

商店街振興組合、商店街協同組合

### ■ 対象事業

#### ① 研修会等設置事業（1～3年度事業）

事業趣旨に沿った事業推進体制の確立及び事業運営の円滑化を図るための研修会等を実施する事業。

補助対象経費	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	1/2以内（補助期間3年間）
補助限度額	20万円/年（但し、予算の範囲内）

#### ② 基本計画策定事業（1つの事業につき1カ年度まで）

事業趣旨に沿った基本計画を策定する事業。

補助対象経費	委託料（設計費を含む）
補助率	1/2以内
補助限度額	300万円（但し、予算の範囲内）

#### ③ 実施計画策定事業（1つの事業につき1カ年度まで）

事業趣旨に沿った基本計画に基づく実施計画（基本設計を含む）を行う事業。

補助対象経費	委託料（設計費を含む）
補助率	1/2以内
補助限度額	200万円（但し、予算の範囲内）

#### ④ 環境整備事業

事業趣旨に沿った基本計画及び実施計画に基づく商店街施設の建設等を行う事業。

補助対象経費	工事請負費（設計管理費、工事費）
補助率	1/2以内
補助限度額	2億円（但し、予算の範囲内）

### ■ 留意点

特定企業の利益とみなされるもの、環境整備事業の総額が4,000万円以下のもの、道路法、建築基準法及びその他の法令に違反する事業、施設建設用地の取得、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

## 街路灯の維持管理等に対する支援：商店街街路灯補助金

各区役所 ※連絡先は下記「■申請窓口」のとおり

夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商業団体が商店街の街路灯を管理（電気料）・修理・設置・撤去をする場合、その費用の一部を補助しています。

### ■ 対象

商店街振興組合、商店街協同組合及び任意の商業団体が区長が認める者で、以下の要件を満たす商業団体。

- ・市内に主たる事業所を有すること。
- ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

### ■ 対象事業

#### ① 管理費補助

対象経費：街路灯の電気料

補助率：75%

#### ② 設置費補助金

対象経費：街路灯の新規設置費用

補助率：2/3（補助額上限は16万円）

#### ③ 修理費補助金

対象経費：街路灯の修理費用（基礎工事、塗装工事、LEDからLEDの電球交換、LED化するための電球交換に限る）

補助率：1/2（補助額上限は、基礎工事2万円、塗装工事1万円、LEDからLEDの電球交換1万5千円、LED化するための電球交換2万5千円）

#### ④ 撤去費補助金

対象経費：街路灯の撤去費用

補助率：1/2（補助額上限は4万円）

（要件）

- ・設置から10年以上経過していること。（団体の解散に伴う場合は除く）
- ・道路法第2条第1項に規定する道路上に設置されている街路灯の場合は、当該道路の原形復旧に関して、道路管理者と事前に協議が完了していること。

### ■ 申請窓口 各区地域づくり支援課

中央区	043-221-2169	花見川区	043-275-6224
稲毛区	043-284-6107	若葉区	043-233-8124
緑区	043-292-8107	美浜区	043-270-3124

その他の詳細についてはホームページをご覧ください。

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chiikianzen/syoutengaigairotou.html>



## 地域活性化に向けた取組みの支援：地域活性化支援事業

各区役所 ※連絡先は下記「■申請窓口」のとおり

地域の生活課題の解決やまちづくりに向けた、区民の皆さんの主体的な取組みに対し、活動資金の支援を行い、公益活動の推進と自立的、継続的な活動の発展を目指す制度です。

### ■ 対象者・対象経費

区ごとに条件や応募資格が設定されています。募集要項等でご確認ください。

### ■ メニュー

※令和8年度事業（令和7年度末募集）の内容です。

※区ごとにコース内容、募集時期等が異なります。利用する場合は事前にご確認ください。

#### 中央区

コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度事業募集時期
地域づくり活動支援	区内の地域課題の解決や魅力あるまちづくりに取り組むことを目的とした事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限 20 万円／年（単年度事業）</li> <li>・ 上限 30 万円／年（継続事業） （補助対象期間内において合計 50 万円）</li> <li>・ 補助期間 1～3 年間 ※ 継続事業でも、 毎年度の申請及び審査が必要</li> <li>・ 補助率 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の 10/10</li> </ul>	1 月締切
区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づいたまちづくりに取り組むことを目的とした事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限 50 万円／年（単年度事業）</li> <li>・ 上限 50 万円／年（継続事業） （補助対象期間内において合計 150 万円）</li> <li>・ 補助期間 1～3 年間 ※ 継続事業でも、 毎年度の申請及び審査が必要</li> <li>・ 補助率 （1 年目）補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の 10/10 （2 年目）補助対象経費の 2/3 （3 年目）補助対象経費の 1/2</li> </ul>	1 月締切
地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 大学等と連携 10/10 その他の場合 1/2</li> <li>【家賃補助】</li> <li>・ 上限 120 万円（月額 10 万円）</li> <li>・ 補助期間 最大 3 年間 ※ 継続事業でも、 毎年度の申請及び審査が必要</li> <li>【改装費及び事業開始経費補助】</li> <li>・ 上限 50 万円</li> <li>・ 補助期間 1 事業につき 1 回（初年度に限る）</li> </ul>	令和 7 年度は募集なし

花見川区

コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度事業 募集時期
地域づくり 活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限30万円／年</li> <li>・ 補助期間 1～3年間</li> <li>※ 継続事業であっても、 毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	1月中旬 締切
区テーマ 解決支援	区が設定するテーマに基づく、地域づくり活動事業		
地域拠点 支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 学生等で構成される団体との連携 10 / 10 その他の場合 1 / 2</li> <li>【家賃補助】</li> <li>・ 上限120万円（月額10万円）</li> <li>・ 補助期間 最大3年間</li> <li>※ 継続事業でも、 毎年度の申請及び審査が必要</li> <li>【改装費及び事業開始経費補助】</li> <li>・ 上限50万円</li> <li>・ 補助期間 1事業につき1回（初年度に限る）</li> </ul>	令和7年度 は募集なし

稲毛区

コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度事業 募集時期
地域活性化 活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限20万円／年</li> <li>・ 補助期間 1年間</li> <li>※ 3回を限度に申請が可能。</li> <li>※ 継続事業であっても、 毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	1月締切
区テーマに 基づく 活動支援	区が設定するテーマに基づく活動支援		
地域拠点 支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備の支援  補助経費：家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助率 市内の学生団体 10 / 10 その他団体 1 / 2</li> <li>【家賃補助】</li> <li>・ 上限120万円（月額10万円）</li> <li>・ 補助期間 1年間</li> <li>※ 活動支援に対する補助を受ける場合に限り3回を限度に申請が可能。</li> <li>※ ただし毎年度の申請及び審査が必要。</li> </ul>	

若葉区

コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度事業募集時期
地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	・ 上限20万円/年(2、3年目 上限10万円) ※ 最大連続3年間申請可	12月締切
区テーマ解決支援	区が設定するテーマに基づく活動事業	・ 上限20万円/年(2、3年目 上限10万円) ※ 最大連続3年間申請可	
地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	【改装費及び事業開始経費補助】 <初年度のみ> 上限25万円 (学生等で構成される団体と連携する場合は50万円)	

緑区

コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度事業募集時期
地域づくり活動支援	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動	・ 上限20万円/年 ・ 補助期間 同一事業について最大3年 ※ 毎年度の申請及び審査が必要	1月締切
区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づき、実施する活動	・ 上限50万円/年 【区分1 補助金対象額が20万円以下】 ・ 補助金額=補助対象額×10/10 【区分2 補助金対象額が20万円超】 ・ 補助金額=20万円+(補助対象経費-20万円)×1/2 ・ 補助期間 同一事業について最大3年 ※ 毎年度の申請及び審査が必要	
地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備及び確保	【改装費及び事業開始経費補助】 ・ 学生等で構成される団体と連携する場合 上限50万円 補助率10/10 ・ 上記以外の場合 上限25万円 補助率1/2 ・ 補助期間 初年度の1回のみ 【家賃補助】 ・ 学生等で構成される団体と連携する場合 上限120万円(10万円/月) 補助率10/10 ・ 上記以外の場合 上限60万円(5万円/月) 補助率1/2 ・ 補助期間 同一事業について最大3年 ※ 毎年度の申請及び審査が必要	12月締切

美浜区

コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度事業募集時期
地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限 20 万円／年</li> <li>・ 補助率 10／10</li> <li>・ 補助期間 区テーマ活動支援と合わせて最大3年</li> <li>※ 毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	1月下旬締切
区テーマ活動支援	区が設定するテーマに基づき、実施する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限 30 万円／年</li> <li>・ 補助率 10／10</li> <li>・ 補助期間 地域づくり活動支援と合わせて最大3年</li> <li>※ 毎年度の申請及び審査が必要</li> </ul>	
地域拠点支援	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備	<p>【改装費及び事業開始経費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生等で構成される団体と連携する場合 上限50万円 補助率10／10</li> <li>・ 上記以外の場合 上限25万円 補助率1／2</li> <li>・ 補助期間 1事業につき初年度の1回のみ</li> </ul> <p>【家賃補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生等で構成される団体と連携する場合 上限60万円(5万円／月)補助率10／10</li> <li>・ 上記以外の場合 上限30万円(2.5万円／月)補助率1／2</li> <li>・ 補助期間 最大3年</li> <li>※ 毎年度の申請及び審査が必要</li> <li>※ 新たに拠点を整備する場合に限る</li> </ul>	

■ 申請窓口 各区地域づくり支援課

中央区	043-221-2105	<a href="https://www.city.chiba.jp/chuo/chiikizukuri/kaseikasienzigyo.html">https://www.city.chiba.jp/chuo/chiikizukuri/kaseikasienzigyo.html</a>	
花見川区	043-275-6203	<a href="https://www.city.chiba.jp/hanamigawa/chii-kizukuri/chiikikasseika/top.html">https://www.city.chiba.jp/hanamigawa/chii-kizukuri/chiikikasseika/top.html</a>	
稲毛区	043-284-6105	<a href="https://www.city.chiba.jp/inage/chiikizukuri/kasseika.html">https://www.city.chiba.jp/inage/chiikizukuri/kasseika.html</a>	
若葉区	043-233-8122	<a href="https://www.city.chiba.jp/wakaba/chiikizukuri/wakabachiikikasseikatop.html">https://www.city.chiba.jp/wakaba/chiikizukuri/wakabachiikikasseikatop.html</a>	
緑区	043-292-8105	<a href="https://www.city.chiba.jp/midori/chiikizukuri/kasseikasientop.html">https://www.city.chiba.jp/midori/chiikizukuri/kasseikasientop.html</a>	
美浜区	043-270-3122	<a href="https://www.city.chiba.jp/mihama/chiikizukuri/mihamakuchiikikasseikasien.html">https://www.city.chiba.jp/mihama/chiikizukuri/mihamakuchiikikasseikasien.html</a>	

## 商店街の運営や経営の相談をしたい：商店街アドバイザー派遣事業

千葉市産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

専門知識を有する専門家を活用して、商店街等の運営や経営面の問題解決を図るほか、商業者の販売力向上に資する取組みに係る経費の一部を助成します。

### ■ 対象

千葉市内の商店街（商店街振興組合、商店街協同組合、任意組合等を含む）、商業者で構成される任意の団体

### ■ 対象事業

商店街が活性化のために行おうとする各種事業の課題解決や商業者の販売力向上に資する取組みへの助言

### ■ 派遣日数・費用

派遣日数：10日以内、派遣費用：5,000円/日（受益者負担分）

※アドバイザーへの謝金額の3/4を財団が負担します。

## 売上アップの取組を行いたい：商店街アドバイザー派遣事業（販売力向上）

千葉市産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

### ■ 対象

5者以上の商業者で構成される任意の団体（商店会を含む）、地域商業振興を目的とする事業協同組合、商店街振興組合

### ■ 対象事業

商店街や商業者の販売力向上に資する取組み（商品券・クーポン付き事業、スタンプラリー事業等）に係る経費の一部助成

・対象経費：報酬、賃金、旅費、広告費、委託料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料・賃借料、景品代、プレミアム商品券のプレミアム分

／過去、このような事業に使用されました／

歳末福引セールキャンペーン、商店街及び周辺地域を巡るクイズラリー  
地域相互利用スタンプカードの構築

### ■ 助成率・募集期間等

助成率：1/2（助成限度額は50万円）

募集期間：令和8年4月初旬～6月15日（月）17時必着

### ■ 留意点

すでに実施している事業や、それらに類似する事業は対象外となります。

申請にあたってはコーディネーターへの事前相談（予約制）が必要です。初回事前相談のご予約は5月29日（金）までとします。

本助成金の活用には、アドバイザー派遣による助言を受けることを条件としています。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/enterprise/kyoka-sosyutu/keiei/advicer/>



## ◆市内商業者向けの支援

### 個店の運営や経営の相談をしたい：専門家派遣事業

千葉県産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

専門知識を有する専門家を活用して、個店の運営や経営面の問題解決を図ります。

#### ■ 対象

千葉市内の個店

#### ■ 対象事業

個店の経営面での各種問題解決

#### ■ 派遣日数・費用

派遣日数：3日～15日以内、派遣費用：10,000円/日（受益者負担分）

※アドバイザーへの謝金額の2分の1を財団が負担します。

### 商業者育成に関する講座

千葉県産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

地域商業の活性化及び後継者育成のため、時流に即したテーマを設定するとともに体系的に習得できる実践的なセミナー「スキルアップ集中セミナー」を実施します。

#### ■ 対象

千葉市内の商業者

#### ■ 開催時期

年1回程度開催

産業振興財団のホームページ、メールマガジン等でお知らせします。

ホームページ：<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/>



メールマガジン：<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/mailmaga/>



## ◆新たな商業の担い手支援

### 特定創業支援等事業

千葉市 産業支援課 スタートアップ支援室 ☎ 043-245-5292

創業者研修やスクール、個別創業相談により、創業に必要な4つの知識（経営・財務・販路拡大・人材育成）が身につきます。支援事業を修了した方は、本市が交付する受講の証明書を活用して、登録免許税の軽減等、各種支援を受けることができます。

#### ■ 対象

千葉市内で創業を目指す者（小売・飲食サービス業を含む）

#### ■ 認定条件

既定のセミナーの講義をすべて受講した場合に、市への申請に基づき、証明書が交付されます。実施時期等はお問い合わせください。

この事業の対象は、千葉市産業振興財団、千葉商工会議所、千葉県信用保証協会及び千葉市が実施する創業セミナー等です。

ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html>



### 千葉市創業支援補助金

千葉市 産業支援課 （会社設立型）スタートアップ支援室 ☎ 043-245-5292  
（第三者承継型） 経営支援班 ☎ 043-245-5284

創業を促進するため、特定創業支援等事業を受講した意欲ある創業者を対象に、会社設立時の経費及び第三者承継による創業に必要な経費を補助します。

詳細については、決まり次第ホームページにてお知らせします。

ホームページ：

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousiennhozyokin.html>



## チャレンジ資金

千葉市 産業支援課 経営支援班 ☎ 043-245-5284

### ■ 融資対象者

これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。

### ■ 概要

融資限度額

3,500万円

融資期間（据置期間）

運転 5年以内（6か月）、設備 7年以内（1年）

返済方法

元金均等 元利均等 期日一括

融資利率

1年以内	3年以内	5年以内	7年以内
年 1.7%以内	年 1.9%以内	年 2.1%以内	年 2.4%以内

利子補給率

1.4%

信用保証

創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度

※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

## ◆資金調達支援

### 振興資金

千葉市 産業支援課 経営支援班 ☎ 043-245-5284

#### ■ 融資対象者

市内で事業を営む中小事業者又は事業組合  
ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者

#### ■ 概要

##### 融資限度額

2億円（うち運転資金は8,000万円）

##### 融資期間（据置期間）

運転 7年以内（なし）、設備 15年以内（1年）

##### 返済方法

元金均等 元利均等（設備のみ期日一括）

##### 融資利率

1年以内	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内	15年以内
年1.9%以内	年2.1%以内	年2.3%以内	年2.6%以内	年2.8%以内	年3.1%以内

##### 利子補給率

運転 0.0%  
設備 0.8%（ただし上限は「融資利率△0.2%」）

##### 信用保証

必要により普通保証  
※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

## 小規模事業資金

千葉市 産業支援課 経営支援班 ☎ 043-245-5284

### ■ 融資対象者

市内で事業を営む従業員20人（商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は除く。）以下の中小企業者。

### ■ 概要

融資限度額

2,000万円

融資期間（据置期間）

運転 7年以内（6か月）※期間1年以内の期日一括返済可

設備 10年以内（1年）

返済方法

元金均等 元利均等 期日一括

融資利率

1年以内	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
年1.5%以内	年1.7%以内	年1.9%以内	年2.2%以内	年2.4%以内

利子補給率

0.8%（ただし上限は「融資利率△0.2%」）

信用保証

小口零細企業保証

※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせください。

## SDGs推進支援制度

千葉市 産業支援課 経営支援班 ☎ 043-245-5284

SDGsに関連するいずれかの認証等を取得した方が「チャレンジ資金」、「トライアル支援資金」、「振興資金」又は「小規模事業資金」を利用する場合、「利子補給率を+0.5%上乘せ（ただし、上限は融資利率-0.2%）」及び「融資利率の上限を-0.1%引き下げ」の優遇措置を適用します。

### ■ 優遇対象とする認証制度等

- ①千葉市脱炭素推進パートナー支援制度（パートナープラス）
- ②千葉市健康づくり推進事業所認証制度（ブルークラス以上）
- ③えるぼし認定    ④くるみん認定    ⑤もにす認定

※SDGs推進支援制度を利用した事業資金の借入については、制度取扱金融機関へご相談ください。

## ◆市内中小企業者（商業を含む）に対する支援

### ICT 活用等生産性向上支援

千葉市産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

中小企業者の ICT 環境の構築を支援し、働き方改革や生産性の向上さらに企業価値の向上を図ります。

また、ICT 環境の構築とあわせて、新分野展開、業態転換、企業再建等の事業変革を伴う取り組みに対しては、対象経費を拡大することにより、成長力ある新たな事業活動の促進を図ります。

#### ■ 対象者

市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者等

分類	タイプA	タイプB	(事業変革加算枠)
目的	クラウドサービスやソフトウェア等の活用により、短期的に課題の解決を図り、生産性の向上・働き方改革など、企業価値の向上を促進する	ICT を活用した大規模の業務効率化や事業の転換・変革に係る費用の助成により、中長期的に課題の解決を図り、生産性の向上・働き方改革など、企業価値の向上を促進する	タイプBによる取組みと合わせて、新分野展開、業態転換、企業再建等の事業変革を伴う場合に、 <u>対象経費を拡大することにより、成長力ある新たな事業活動を促進する</u>
助成率	2/3 以内 (※一部経費については 1/3 以内)	2/3 以内 (※一部経費については 1/3 以内)	2/3 以内 (※一部経費については 1/3~1/2 以内)
上限額	500 千円	3,000 千円	500 千円
対象経費	(1) クラウドサービスの利用料、ソフトウェアの購入費、システムの設計費・構築費 (タイプAは必須) (2) インターネット通信のインフラ整備費、ソフトウェア等の保守業務の委託費 (3) コンサルティング費、従業員教育費、研修費 (4) 機器購入費、機器等のリース料 (5) 導入計画策定 (タイプBのみ)		(6) リース・レンタル費 ※ICT 関係機器以外も可 (7) 設備導入費 ※ICT 関係機器以外も可 (8) 改装工事費 (9) 開発費 (10) 広報費 (11) その他事業変革に係る経費

#### ■ 募集期間

タイプA：随時募集、タイプB：公募期間未定

### 新規市場開拓支援

千葉市産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

中小企業者等の市場開拓・販路開拓のため、見本市・商談会等への出展に係る経費の一部を助成し、販路拡大や販売力の強化を図ります。

#### ■ 対象者

市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者等

#### ■ 対象経費

出展料等、映像コンテンツ制作費

#### ■ 助成額・助成率

助成上限額：出展料、映像コンテンツ制作費それぞれ20万円 ※併給可

助成率：対象経費の1/2以内

## ワンストップ相談窓口

千葉市産業振興財団 産業創造課 ☎ 043-201-9506

市内中小事業者や創業予定者の皆さまが抱える、経営や創業・人材採用・売上拡大などに関する様々な課題を一元的にお伺いし、高い専門性と豊富な経験を有するコーディネーター等が無料で適切なアドバイスを行います。

また、コーディネーター等が直接事業所を訪問し、経営課題等についてヒアリングした上で、事業発展に向けたご提案を行います。

どうぞお気軽にご相談ください。

### ■ 相談時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

### ■ 費用

無料

### ■ 相談内容

「経営・技術相談」、「起業・創業」、「販路拡大」、「人材育成」、「価格転嫁」、「研究開発」、「補助金・助成金」、「知的財産」、「デザイン経営」

### ■ 相談場所

千葉市産業振興財団（千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階）

### ■ お問い合わせ

電話またはお問い合わせフォーム（<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact>）  
に必要事項を記入し、送信してください。



## 中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局 ☎043-201-6800

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、令和7年4月から令和8年3月までを対象とした「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾）」を実施します。

### ■ 対象者

①から③のすべてに該当する中小企業者

① 令和7年4月から令和8年3月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和7年4月から令和8年3月までの連続する3カ月において、月平均で50万円以上あること。

② 法人の場合 市内に本店（法人税の納税地）を有すること。

個人事業者の場合 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること。

③ 今後も市内で事業継続する意思があること。

### ■ 給付額

1者当たり10万円

### ■ 申請期間

令和8年5月8日（金）～令和8年8月31日（月）まで（郵送の場合消印有効）

## ◆千葉県の支援メニュー

### 複数の団体と連携して地域課題を解決したい：活性化推進事業（連携事業）

千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 ☎ 043-223-2824

地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業を支援します。

#### ■ 補助対象事業

地域商業が抱える課題を解決するために実施する地域商業活性化の取組であり、地域ならではの創意工夫や、新規的側面のある事業

#### ■ 対象者

商工会・商工会議所、商店街団体、NPO法人等

※1：商業者を含む複数の団体によるグループであること。

※2：千葉市に所在する申請者が連携する主たる団体については、千葉市外での活動を十分に行っていること。

##### 【連携の例】

- ・商店街団体と、他の団体（NPO法人、まちづくり会社、学校、観光協会等）による連携グループ
- ・商店街同士の広域連携グループ

#### ■ 補助率・補助限度額

対象事業費の2/3以内 補助限度額：100万円

要綱、申請様式については、千葉県ホームページで閲覧・ダウンロードが可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/challenge.html>



**専門家からのアドバイスを受けたい：千葉県地域商業活性化コーディネーター派遣事業**

千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 ☎ 043-223-2824

地域商業の活性化に取り組む意欲はあるものの事業の具体化まで至っていない商店街やグループに専門家を派遣して、活性化に向けた勉強会の立ち上げや事業の実施に対するきめ細かい支援、活動の中心となるリーダーへのアドバイスを行います。

■ 対象事業

商店街等のやる気の掘り起こし、活性化に向けた勉強会の立ち上げ、計画づくり

(例：活性化の事例・支援制度の紹介、地域商業の課題の所在及び絞り込み、現状分析の手法、活性化に向けた方向性の具体化、計画づくりの方法など)

計画に基づく事業実施に係るアドバイス

(例：計画の具体的な進め方、留意点、実施体制づくり)

事業継続に向けてのアドバイス、フォローアップ

■ 対象者

商工会・商工会議所、商店街・事業者グループ等

■ 回数

年間10回以内（2か月に1回程度の派遣を想定）

■ 費用

無料（コーディネーターに対する謝金及び旅費（上限あり）を県が負担します。）

**商店街が実施する事業の相談をしたい：千葉県商店街連合会 商店街アドバイザー派遣事業**

千葉県商店街連合会（千葉県中小企業団体中央会内）☎：043-306-2427

商店街が実施する共同事業の企画や計画作りに対するアドバイスのため、中小企業診断士・商業デザイナー等の専門家を無料で派遣しています。

■ 対象事業

- ・商店街の環境整備・施設設計・店舗改装
- ・イベント活動、組織化対策
- ・インターネットやマルチメディアの活用等

■ 対象者

商店街団体の委員会・研究会、商店街団体の青年部、婦人部などが行う共同活動  
商店街有志による小グループの活動等

■ 費用

無料

商店街のリーダーとして取り組みたい：商店街若手リーダー養成事業（第29期  
ふさの国商い未来塾）

千葉県中小企業団体中央会 ☎ 043-306-2427

活力ある地域づくりを担うリーダーを養成する講座です

■ 講座内容

全国各地で活躍している商店街やまちづくりのリーダー、商い未来塾OBを迎え、実践的リーダー論、イベント手法等について学ぶとともに、県内外の先進商店街への視察や討論会等により具体的なマネジメント技法を習得します。

■ 受講期間

令和8年8月頃～12月頃（全10回）

※申込受付は令和8年5月頃から開始します。定員に達し次第、予告なく申込を締め切らせていただきます。

■ 対象者

- ・商店街の若手経営者、後継者
- ・商業経営者
- ・商業を通じて地域の活性化に取り組む意欲のある方

■ 費用

無料

※視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担となります。

## ◆事業承継・引継ぎ支援

### 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 043-305-5272 FAX 043-305-5273

～事業の承継に関するご相談は千葉県事業承継・引継ぎ支援センターへ～

事業承継・引継ぎ支援センターは国が設置した事業承継の公的相談窓口です。全国47都道府県に開設されています。

事業承継全般の相談を無料、秘密厳守でお受けしています。

相談対応に当たる相談員は、親族内承継はもちろん、中小企業のM&A 仲介業務の実務経験を十分に積んだ専門家です。

公正中立な立場で豊富な経験に基づいたアドバイスを行っており、事業承継、M&A、廃業をお考えの経営者の皆様から事業承継の課題やお悩みを安心してご相談いただけます。

#### ■ 相談時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末・年始を除く）

#### ■ 費用

無料

#### ■ 相談場所

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

（千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階）

#### ■ 事業引継ぎまでの流れ

- ・まず、現状の確認、課題の抽出整理を行います。
- ・そして弁護士・中小企業診断士・税理士などの専門家、金融機関や商工会議所などの各支援機関と連携して、円滑な事業引継をサポートします。

#### 【事例紹介】

##### ○飲食店の事例 <第三者承継>

- ・多くのファンをもつ日本そば店を長年経営してこられた事業主の方は、高齢化と後継者不在のため、身近な商工会議所を通じて引継ぎ支援センターに事業譲渡のご相談をされました。
- ・引継ぎ支援センターでは、ご希望に合う譲受先を幅広く探索し、マッチングの支援をしました。その後、複数の譲受先の中から創業を検討されている方との交渉が進展し、事業譲渡契約の締結に至りました。
- ・事業を譲渡された事業主の方は、店舗や設備を有効に活用できました。また、事業を譲受された方も経営資源を前の事業主の方から円滑に引継ぐことで、リスクを抑えながら長年の夢であったご自身のお店を開業することができました。

ホームページ URL <https://chiba-jigyohikitsugi.go.jp>



千葉市 令和8年度  
地域商業活性化支援メニュー

■ 問合せ先 ■

千葉市経済農政経済部  
産業支援課 経済振興班

☎: 043-245-5277  
FAX: 043-245-5590

市ホームページ  
商店街の振興

